

稲城市地域包括ケア計画

稲城市高齢福祉計画（第5次）

介護保険事業計画（第10期）

策定支援等業務委託仕様書

1 件 名 稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢福祉計画（第5次）・介護保険事業計画（第10期））策定支援等業務委託

2 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 指定場所

4 目 的

本業務は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき稲城市（以下「市」という。）策定する「稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢福祉計画（第5次）・介護保険事業計画（第10期））」（以下「事業計画」という。）について、国や東京都の動向、市の高齢者の状況等を的確に見据えながら、市が取り組むべき課題や施策の方向性、サービス目標量等について、豊富な経験と高い専門知識から総合的に支援することを目的とする。

5 内 容

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施、集計及び分析等支援（令和7年度）

調査対象 (市が抽出)	①要支援・事業対象者 ②無作為抽出（65歳以上）
サンプル数	合計 4,700人程度
調査方法	郵送による
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、各設問について地区別（10地区）・日常生活圏域別（4圏域）・市全域の集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

ア 日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

イ 調査は無記名調査で実施する。

ウ 事業者は、国が示した調査項目をもとに調査票の設計を支援し、完成した調査票を印刷すると共に、Webによる回答が可能となるよう環境構築を行う。調査票は設問数70問前後、A4版15ページ程度を予定する。

エ Webによる回答の環境構築にあたっては、調査票による回答との重複回答があった場合の対応策を講じること。

オ 事業者は、発送用封筒及び返信用封筒（ともに長形3号封筒）を作成し、調査票及び返信用封筒を封入封緘のうえ、市が用意した宛名シール（対象者氏名及び住所記載）を貼付したものを市に納品すること。事業者が発送等による受け渡しを希望する場合は、その料金は事業者が負担する。なお、返信用封筒は、宛先を稲城市役所高齢福祉課宛とし、「料金受取人払い」として作成すること。また、高齢福祉課宛てに届いた調査票は速やかに回収すること。

カ 対象者への調査票の発送及び回収に要する郵便料は、市が負担する。

キ 対象者への礼状及び督促状の送付は行わない。

ク 事業者は、調査集計終了後、調査結果データ及び報告書を電子データで市へ納品する。調査結果データの電子データ形式は、Microsoft Excel版及びPDF版とし、報告書の電子データ形式は、Microsoft Word版及びPDF版とする。

ケ 報告書の作成にあたっては、印刷時を考慮し、グラフの濃淡をつける等、1色印刷でも見やすい工夫を施すこと。また、調査回答締切り後に提出のあった回答も可能な限り反映すること。

コ 報告書は、令和8年3月31日までに納品すること。ただし、令和8年3月開催予定の運営協議会の資料とするため、事前に速報値として集計のうえ市に提出すること。なお、提出時期は別途指示するものとする。

サ 事業者は、集計結果に基づき市が行う分析業務を支援する（課題抽出及び施策の提案に関する助言等）。

(2) 稲城市介護保険運営協議会の運営支援（令和8年度）

ア 事業者は、事業計画の策定に関する事項等を審議する場である稲城市介護保険運営協議会について、令和8年5月から令和9年3月までの月1回程度の会議（市民懇談会1回を含む）に出席する。議題によっては説明員として説明を行う場合がある。

イ 事業者は、会議資料（原データ）の作成、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

ウ 事業者は、議事録案を作成し、電子データ（Microsoft Word版）にて納品する（開催後2週間以内）。議事録案は基本的に要旨録とすることも可とするが、議事に重要事項（保険料設定など）を含んでいる場合、その部分のみ全文起こしとする場合がある。

(3) 施策検討のための支援及びサービス量等推計支援（令和8年度）

ア 事業者は、市が提供する給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、要介護認定者の推移、サービスの利用状況、

給付実績に関する給付状況の分析を行う。

イ 事業者は、地域包括ケアシステムの構築に関する事項、介護保険料に関する事項、介護給付費等に関する事項、介護予防の推進に関する事項、地域密着型サービスの整備に関する事項、地域包括支援センターに関する事項、その他事業計画に掲載する事項等についての検討の支援を行う。

ウ 事業者は、施策検討のための支援にあたり、資料作成、必要な助言、事例紹介、制度改正及び報酬改定等の情報提供を市に行う。

エ 事業者は、市が行う「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」のほか、「在宅介護実態調査（約700件）」やその他事業計画策定に資する調査に関する集計・分析作業、及び給付サービス量等推計作業を支援する。

オ 事業者は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の調査結果データを、地域包括ケア「見える化」システムに反映させるためのデータ加工を行うとともに、両データについて当該システムへ登録を行う。

カ 事業者は、住民基本台帳をベースに、将来人口（年齢別・地区別・圏域別・市全体）、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の推計を行う。

キ 事業者は、市が実施する市民意見公募について、資料作成や意見整理等の支援を行う。

(4) 稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢福祉計画（第4次）・介護保険事業計画（第9期））の事業実績評価支援（令和8年度）

事業者は、市が行う稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢福祉計画（第4次）・介護保険事業計画（第9期））における第3部及び第4部の施策及び事業（市ホームページに掲載）に対する実績評価の分析や、計画値と実績値との乖離等の点検及び整理（給付分析等）の支援を行う。

(5) 事業計画書作成支援（令和8年度）

ア 事業者は、現状の分析結果及び国の発出する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等を踏まえ、計画骨子案・計画素案を提案する。

イ 事業者は、市が行う執筆・校正・編集等事業計画書作成に関する一連の作業を支援する。

ウ 事業者は、事業計画書の作成に必要な各種資料の電子データ（形式は都度相談）を市へ提供する。

エ 事業者は、市民懇談会、市民意見公募等で配布する事業計画の中間取りまとめをA4版の用紙に印刷したもの及び電子データを納品する。印刷部数は50部

程度（参考：第9期計画策定時の中間とりまとめは1部196枚）を予定する。電子データの形式は、Microsoft Word版及びPDF版とする。また、市民懇談会における説明資料を電子データで作成し、納品する。電子データの形式は、Microsoft PowerPoint版とする。

オ 事業者は、事業計画書及び事業計画書概要版の電子データを作成し、納品する。事業計画書は、スミ1色、240ページ程度、事業計画書概要版は、スミ1色、18ページ程度を予定する。電子データの形式は、Microsoft Word版及びPDF版とする。事業計画書及び事業計画書概要版の冊子印刷は不要。

カ 事業計画書及び事業計画書概要版の作成にあたっては、印刷時を考慮し、グラフの濃淡をつける等、1色印刷でも見やすい工夫を施すこと。

(6) その他事業計画の策定に関する支援（令和8年度）

ア 稲城市役所における定例打ち合わせは、一月当たり1回程度を予定する。ただし、市が必要でないと判断した場合は、この限りでない。また、電話や電子メール等による調整事務や打合せは必要の都度行う。事業者は、定例打ち合わせ等で話し合われた内容について記録を作成し、市へ提出する（打ち合わせ後1週間以内）。

イ 事業者は、国の発出する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に精通し、当該指針の内容を満たすと共に、市の策定する長期総合計画、医療計画等との整合が図られた事業計画となるよう支援する。

ウ 事業者は、市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に対応する施策及び取組目標の策定について支援する。

6 その他

- (1) 市及び事業者は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び事業計画に係る事項について、今後新たな方針が国又は東京都から示される等状況が変化した場合には、協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 市は、業務の進捗状況の確認のため、事業者から随時報告を聞くことができる
- (3) 委託料は、「5 (1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施、集計及び分析等支援」及びその他の内容で支払いを区分し、「5 (1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施、集計及び分析等支援」については、令和7年度の業務完了後、その他の内容については令和8年度の業務完了後にそれぞれ一括で支払う。
- (4) 事業者は、業務の全部又は一部を再委託又は請け負わせてはならない。ただし、

事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りでない。

- (5) 事業者は、業務のために取り扱う個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (6) 事業者は、この契約が終了し、又は解除された場合は、自らが保有する書面、電磁記録媒体その他の記録媒体に記録した業務に係る一切の情報を消去しなければならない。
- (7) 事業者は、個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていなければならない。
- (8) 報告書、調査結果データ、事業計画書等の著作権は、市に属する。
- (9) 事業者は、本仕様書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示及び承認を受けるものとする。

7 参 考

稲城市人口（令和7年4月1日現在）

総数：94,118人

65歳以上：20,824人

75歳以上：12,084人

以下余白